

2023年度 茨城シニアサッカーリーグ運営要綱

第1条 この運営要綱は2023年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のリーグ運営について定めたものである。

第2条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ運営責任者（シニア委員長）
2. リーグ運営副責任者（シニア副委員長）
3. リーグ運営委員（シニア委員）

*チーム運営委員は、各チームより正・副2名を選出し、リーグ運営委員会に登録する。
試合当日は、リーグ運営を補佐する。

第3条 業務分担

リーグ運営委員会は、「業務分掌」（別表1）に基づく業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

第4条 会議

1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。リーグ運営委員会は、リーグ運営責任者、リーグ運営副責任者、リーグ運営委員で構成する。
2. チーム運営委員等は、リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し異議がある場合は、シニア委員会に審議を要請することができる。この場合、シニア委員会の決定事項に従わなければならない。

第5条 参加チームと参加資格

1. 参加チームは（公財）日本サッカー協会にシニア登録した茨城県のチームとする。
2. 選手は、前項のチームに所属し、次の参加資格を有することとする。
但し、0-50・0-60については、所属チーム以外の上位年齢カテゴリーで試合に出場する場合は、当該年度を通して同一チームで出場する場合のみ認めるものとする。
3. 選手は、当該年度において（公財）日本サッカー協会への選手登録が完了しているものに限る。
4. リーグのカテゴリー及び参加資格は、次のとおりとする

リーグのカテゴリー及び参加資格

カテゴリー	参加資格
0-40リーグ	1984年（昭和59年）4月1日以前生まれのもの
0-50リーグ	1974年（昭和49年）4月1日以前生まれのもの
0-60リーグ	1965年（昭和40年）4月1日以前生まれのもの

第6条 新規加盟

リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、年度途中からの参加は認めない。

第 7 条 組み合わせ及び日程

1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
2. リーグ日程は、原則 4 月から 10 月末日を目途に全日程を終了させる。
3. 組み合わせの日程変更については、組み合わせ案提示後 1 週間以内とする。
それ以降、チーム事情による日程変更は原則受け付けないものとする。
4. 試合会場未確定・変更及び試合中止による順延等が発生した場合は、リーグ運営委員会で適宜審議しリーグ戦日程を決定する。

第 8 条 リーグ戦方式

- リーグ戦の方式については、次のとおりとする。

前期：総当たり 1 回戦

後期：前期成績により上位リーグと下位リーグに分け、それぞれ総当たり 1 回戦

0-40：上位 5 チーム、下位 6 チーム

0-50：上位 4 チーム、下位 5 チーム

0-60：上位 4 チーム、下位 3 チーム

- 試合時間は 25 分ハーフとする。(25 分-5 分-25 分)
- ハーフタイムのインターバル（前半終了から後半開始まで）は 5 分とする。
- 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた茨城県シニアサッカーリーグメンバ一表兼登録用紙に記載されている選手とする。

第 9 条 試合結果

試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。

- 勝利チーム：3 点
- 引き分け：1 点
- 敗戦チーム：0 点

なお、チームが棄権(試合前日までの予告棄権含む)した場合は、0-6 で不戦敗処理するものとする。当日棄権の場合は、第 23 条「罰則」を適用する。

また、試合途中において、選手の負傷等により 7 名未満となり、試合が成立できなくなった場合も 0-6 で不戦敗処理するものとする。

第 10 条 試合球

試合球は（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会で下記を準備する。

- 0-40：モルテン検定球 5 号『ヴァンタッジオ 4900』品番：F5A4900
- 0-50：モルテン軽量球 5 号『ヴァンタッジオ 3050』品番：F5A3050-LR 重量：約 400g
- 0-60：モルテン軽量球 5 号『ヴァンタッジオ 3050』品番：F5A3050-LR 重量：約 400g

第 11 条 眼鏡

プラスティックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第 12 条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始 30 分前に茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙 3 部に先発選手 11 名及び交代選手 14 名以内を記入し選手証と共にリーグ運営委員(本部)に提出する。
2. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。
ただし、写真添付により顔の認識ができるものであること。

第 13 条 選手証

1. 試合に出場する選手は、試合会場に(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参する。
 2. 選手証には、必要事項が記載され、顔写真が貼り付けられたものであること。
- ※選手証とは公益財団法人日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものとします。

第 14 条 競技者数

1. 試合の成立人数は、試合開始時 7 名以上 11 名以内とする。
2. 11 名に満たない場合は、予め提出された茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙に登録されている選手に限り、主審の許可を受けて途中出場出来る。

第 15 条 ユニフォーム

1. (公財)日本サッカー協会のユニフォーム規定に定める要件を満たすこと。
2. ユニフォームは、正・副 2 着を試合会場に持参すること。
3. ユニフォーム(シャツ・パンツ・ストッキング)の正・副とは、異なる色の組合せとする。
4. 審判と同一色(黒)または類似色のシャツは使用出来ない。
5. パンツの番号は、シャツの背番号と同一とする。
6. ユニフォームは、チーム全員(ゴールキーパーは除く)が同一のシャツ・パンツ・ソックスとし、不揃いの選手は試合に出場出来ない。
但し、ソックスについては同色であればメーカーが統一されていなくても着用可とする。
7. インナーシャツ・インナーパンツについては、原則ユニフォームと同色及び同系色とするが、チーム事情でやむを得ない場合に限り、チーム内で統一された色・デザインであれば着用可とする。
8. ソックスに巻くテープ・サポーター等の色は、ソックスと同色でなくても良い。

第 16 条 審判

1. 審判は、(公財)日本サッカー協会が発行する資格を有する審判員とする。試合当日は、電子審判証を持参し本部に提示すること。
2. 審判員は、審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)を着用していること。
3. 審判員は、必ず有資格者 3 名で試合運営にあたること。

第 17 条 試合開始時間の厳守

1. 試合開始時間を厳守し、原則として開始時間を遅らせてはならない。
2. 試合開始時間に遅れた場合は棄権扱いとし、その後の処置はリーグ運営委員会で審議・決定する。
3. 試合開始時間は、本部・当該チーム・審判が協議のうえ早めることができる。

第 18 条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の 1 試合を出場停止とする。それ以降の処置については、リーグ運営委員会で審議・決定する。
退場の内容によっては、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会に報告し、その審議・決定事項に従う。
2. 累積警告が 3 回となった選手は、次の 1 試合に出場できない。
3. 本会の加盟団体及び関係者で上記 1、2 以外の（公財）日本サッカー協会懲罰規程に関する違反行為があった場合は、速やかに規律・フェアプレー委員に報告しなければならない。それ以降の処置については、シニア委員会経由で（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会に報告し、その審議・決定事項に従う。

第 19 条 賠償

本会は、スポーツ保険等には加入していないので、本会が主催する大会等における事故・怪我等はすべて自チームの責任において対処するものとする。

第 20 条 順位の決定

リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点が同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) ゴールディファレンス（総得点－総失点）が多いチームが上位
- 2) 当該チーム対戦成績で勝利したチームが上位
- 3) 全試合の総得点が多いチームが上位
- 4) 前項によりなお同一であり、かつ順位の決定をする場合（第 1 位のチームまたは第 2 位のチーム）は、リーグ運営委員会が決定戦を実施する。決定戦は、1 回行い、時間内に決定しないときは 10 分の延長を 1 回行う。なお、決しないときは PK 戦で決定する。また、それ以外の順位を決定する必要が生じた場合は、シニア委員会で抽選により決定する。

第 21 条 義務

1. リーグ戦の結果により、**1** 位チームから優先的に全日本サッカー大会関東予選会に出場する義務を負う。（0-40, 050：次年度 0-60：当年度）
2. リーグ戦の結果により、**2** 位チームから優先的に次年度開催予定の KTFA 関東サッカー大会に出場する義務を負う。（0-40, 0-50, 0-60）

第 22 条 表 彰

1. リーグ戦の成績に基づき (公財) 茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。

・ 1 位チーム	賞状及び盾
・ 2 位チーム	賞状
・ 3 位チーム	賞状
2. 優秀選手
リーグ戦の 1 位チームの中で最も活躍した選手 1 名には、(公財) 茨城県サッカー協会シニア委員会より賞状、メダルを授与する。
3. 得点王
リーグ戦において最も得点した選手に、(公財) 茨城県サッカー協会シニア委員会より賞状、メダルを授与する。

第 23 条 罰 則

1. 以下の事項に該当する事由が発生した場合、処分の裁定についてはリーグ運営委員会において審議・決定する。なお内容よっては (公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会に報告し、審議・承認を受けて決定される。
 - 1) 試合当日の棄権
 - 2) チーム審判員の不履行及び遅刻 (無資格審判員での試合運営含む)
 - 3) 本要綱で定める事項を遵守しないチーム・選手
2. 前項 1 の 1) 2) の違反行為がチームの責任である場合にはリーグ戦の 1 勝に相当する勝ち点を合計勝ち点から減ずることができる。

第 24 条 チーム運営委員

1. チーム運営委員は、リーグ運営委員の補佐を行うとともに次の事項を行なう。
 - 1) 試合開始前
 - ・ チームの準備状況(人数他)について点検し、試合運営に支障のないことを確認する。
 - ・ 試合当日に登録された選手及び審判員の資格(選手証等)に問題のないことを確認する。
 - ・ ユニフォームに問題のないことを確認する。なお、同色及び類似色の場合は相手チーム及び審判と協議し、変更のある場合は協議または審判のコイントスにより変更させる。
 - ・ 第一試合のチームにおいては、グランド準備の指示をチーム内に徹底し実施させる。
 - 2) 試合中
 - ・ 当該チームの得点者、警告者、退場者を確認する。
 - ・ 当該チームのベンチ及び応援席を注視し、試合進行に支障があるときは必要な注意等を実施する。
 - 3) 試合終了後
 - ・ 本部で作成した試合結果報告書の内容を確認しサインする。
 - ・ ベンチ及び更衣場所のゴミ等の処分が適切に行われていることを確認する。
 - ・ 最終試合のチームについては、グランド片付けの指示をチーム内に徹底し実施させるとともに、ゴミなどの処分が適切に完了していることを確認する。

- ・退場が発生した場合は、状況把握に必要な報告書を速やかに作成し、当該試合の翌日までにリーグ運営委員に提出する。

4) リーグ戦の運営について

- ・チーム運営委員はリーグ運営委員から、リーグ戦運営について協力依頼があった場合はリーグ運営委員とともにリーグ戦運営を行うものとする。

第 25 条 梯 漸

1. 審判員の養成

チームは最低 3 名以上の有資格審判員(帶同審判員含む)を有すること。また、リーグ戦における審判のトラブルを出来る限り少なくするため、有資格審判員 3 名で運営するものとする。

尚、審判割当日にチーム内で有資格審判員 3 名が揃わない場合は、当該チームの責任で有資格審判員 3 名を確保し、試合運営にあたるものとする。

また、チームは有資格審判員の計画的な育成及び技術向上を積極的に行うこと。

2. グランド条件による試合中止の判断

当該試合会場のリーグ運営委員は、当日のグランド状況を確認し下記の順序で試合中止の判断を行い当該試合会場関係者へ連絡すること。

1) 試合中止判断の第一優先者は、グランド管理者とする。

2) 試合中止判断の第二優先者は、当該試合の主審とする。

3) 試合中止の場合は、当該試合会場で試合・審判を行う当該チーム及びリーグ運営責任者に速やかに連絡すること。

3. GK の不測の交替時の対応 (ユニフォームの取り扱いについて)

GK が反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手に GK がいない場合、登録の選手に限り GK としてプレーすることが出来る。この場合、それまでの GK のユニフォームを使用することが出来る。

4. 警告及び退場に関する報告

1) リーグ運営委員は、警告及び退場に関する状況を速やかに把握すること。

2) リーグ運営委員は、退場処分が発生した場合、当該チームのチーム運営委員に対し速やかに状況把握に必要な報告書の提出を求めるこ。

3) リーグ運営委員は、退場処分が発生した場合、当該試合の翌日までにリーグ運営責任者またはリーグ運営副責任者及び規律・フェアプレー委員に報告すること。

4) 退場の報告を受けたリーグ運営責任者またはリーグ運営副責任者は、規律・フェアプレー委員と協力し速やかに必要な対応を行うこと。内容によっては、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会に報告し審議を受けること。

5. トラブル及び運営面での疑問点

リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者またはリーグ副責任者へ問い合わせをすること

6. 試合の棄権について

棄権を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。
裁定は、リーグ運営委員会で審議し決定する。

7. リーグ戦の延期・中止・中断等について

グランド条件による試合中止以外で、リーグ戦が延期・中止・中断される場合は下記の場合とする。

- 1) 伝染病・感染症等により国・県及びJFA・IFAから通達や指示、要請があった場合。
 - 2) チーム内で伝染病・感染症等陽性者が発生した場合、保健所から同一チーム内及び対戦チームに濃厚接触者有無の決定連絡があるまでは、当該チームは活動禁止とする。
 - 3) 伝染病・感染症等陽性者が同一カテゴリーで2チーム以上発生した場合は、当該カテゴリーのリーグ戦は一時中断する。再開時期はリーグ運営委員会で審議し決定する。
 - 4) 伝染病・感染症等でリーグ戦を棄権した場合も、通常通りの棄権扱いとして取り扱うが、当日棄権の場合でも第23条「罰則」は適用しない。
 - 5) 何らかの事由により、2024年3月31日までにリーグ戦全節が終了できないと判断した場合は、その時点で別に定める方法を参考に関東大会出場チーム及びリーグ戦順位・リーグ表彰チームについて、リーグ運営委員会で審議し決定する。(カテゴリー別に判断)
 - 6) リーグ運営委員会で決定した伝染病・感染症等感染防止対策に定めた事項(下記)については、チームの感染防止対策責任者がチーム内に徹底を図り、関係者全員が遵守すること。
 - ・「感染防止対策チェック表(参加チーム用)」の提出・・・チーム責任者対応
 - ・「健康チェックシート」の提出・・・・・・・・・・・・個人対応(観戦者除く全員)
 - ・「観戦者名簿」の提出・・・・・・・・・・・・該当者(チーム責任者対応)
 - ・「感染防止対策チェック表(本部用)」の作成・・・・運営委員対応
 - ・その他感染防止対策上、対応を求められたもの・・・・都度対応
- ※感染防止対策責任者は常時チームに帯同し、上記感染防止対策が実施されていることを確認すること。

(付 則)

1. この要綱は、2019年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
2. この要綱は、2020年9月26日に一部改正し、同日より施行する。
 <改正内容1> 0-40・0-50、0-60のリーグ運営要綱を統一した。
 <改正内容2> 第1種委員会 競技運営要綱及びリーグ運営要綱を参考に記載内容の見直しを行い朱記部分を追加・訂正した。
 <改正内容3> 新型コロナウィルス感染症に対する対応を明確化した。
3. この要綱は、2021年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
4. この要綱は、2022年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
 <改正内容1>試合開始時間を予定より早められることを明文化した。
 <改正内容2>チーム運営委員にリーグ戦運営の協力を依頼出来ることを明文化した。
5. この要綱は、2023年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
 <改正内容1>第21条「義務」において全日本サッカー大会関東予選会に出場するチーム(0-40, 0-50)をリーグ戦1位チームから優先的に出場する事とした。